

新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金 Q&A

1 補助対象者等について

Q1-1 宿泊事業者を支援するのはなぜか。

A1-1 浴場や料飲施設などを有し、多額の感染症対策費用を必要とする宿泊事業者において、特に負担が大きくなっていることを踏まえて支援するものです。

Q1-2 施設の所有者が旅館業法上の営業許可を取得していない（運営を委託等）場合、補助対象者となるか。

A1-2 この場合の所有者は補助対象者となりません。運営者が営業許可を取得していれば、運営者が補助対象者となります。

Q1-3 本社等の所在地が県外にある宿泊事業者は、補助対象者になるか。

A1-3 本社等の所在地に関係なく、新潟県内に宿泊施設を有し、その施設の営業許可を取得していれば、補助対象者となります。

Q1-4 宿泊施設を新規開業する場合は、いつから補助対象者になるか。

A1-4 旅館業法上の営業許可を取得した日から、補助対象者になります。

Q1-5 複数の宿泊施設を持っている宿泊事業者は、施設ごとに申請可能か。

A1-5 1 宿泊施設当たり 1 申請となります。例えば、本館と新館の営業許可が異なる場合は、2 宿泊施設扱いとなります。

Q1-6 宿泊施設がバンガローや民家の場合、客室数はどのように算定するか。

A1-6 1 棟を 1 室として算定します。バンガローが複数棟ある場合は、棟数が室数となります。

Q1-7 地域の観光事業者とグループを組んでコンテンツ開発することを検討しているが、このグループは補助対象者になるか。

A1-7 グループによる申請など宿泊事業者以外による申請は認めません。

Q1-8 公の施設、指定管理者の施設は補助対象施設となるか。

A1-8 運営主体に関係なく、新潟県内に宿泊施設を有し、その施設の営業許可を取得していれば、補助対象者となります。なお、施設所有者ではなく、運営者が営業許可取得している場合は、運営者が申請してください。

Q1-9 宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム等も補助対象となるか。

A1-9 宿泊施設の敷地内にある直営の施設は補助対象となります。

2 補助対象の品目及び経費について

Q2-1 対象となる品目及び経費が知りたい。

A2-1 申請要領及び対象経費一覧を御覧ください。

Q2-2 ネットオークションで購入したものを対象品目に含めてもよいか。

A2-2 ネットオークションで購入したものについては、原則補助対象に含めません。

Q2-3 不動産購入費用は対象経費に含めてもよいか。

A2-3 制度設計に当たり、施設改修以上の固定資産の取得を想定しておりませんが、本補助金を活用した大規模投資を検討されている場合は、事前に御相談ください。

Q2-4 コンテンツの開発とは、どのようなものを想定しているか。また、観光関連事業者などと共同で開発する場合、対象経費はどのように算定するか。

A2-4 新商品開発、イベント開催及びプロモーションを想定しています。なお、常用雇用者にかかる人件費等は、対象経費には含めません。共同開発の場合は、負担割合に応じて算定します。開発経費の総額が300万円で、3事業者で等分に負担する場合は（各事業者が100万円ずつ負担する場合は）、100万円が対象経費となります。

Q2-5 リース料は3年一括契約等のケースもあると思うが、その場合もすべて対象とすることができるか。

A2-5 補助対象期間（令和2年5月14日～令和4年1月31日）内の経費が対象となります。契約期間と補助対象期間が一致しない場合は、契約条件にもよりますが、日額換算等により対象経費を算出します。

Q2-6 補助対象経費を令和2年5月14日まで遡及適用することができることとした理由は何か。

A2-6 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会及び全日本シティホテル連盟が令和2年5月14日に公表した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」により先行的に感染症対策を実施してきた事業者が多数存在することを踏まえ、新たな備品の購入や投資等と併せて、過去に購入した備品や投資についても補助対象経費とすることとしたものです。厳密には、令和2年5月14日以降の発注を対象とし、例えば、令和2年5月14日以前の発注により納品・支出が令和2年5月14日以降となった場合は対象外となります。

※宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

https://www.seiei-shien.jp/dl/taisaku/taisaku_guide_08hotel.pdf

Q2-7 令和2年5月14日以降に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や新たな需要を創出するために国や県等からの補助金を活用し事業実施したが、当該補助金の自己負担分について、補助対象経費とすることができるか。

A2-7 自己負担分の減額のために申請することはできません。

Q2-8 補助金交付要綱の（別表）交付額及び交付対象経費で、補助対象経費とされている「専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費」とは具体的にどのようなものか。

A2-8 感染症防止策を実施するに当たり、設備等の適切な配置・改修について助言や現地確認を専門家に求めるときに要する費用で、具体的には謝礼金や交通費などを想定しています。実績報告の際は、専門家の経歴や資格、助言内容や現地確認結果の分かる資料を提出してください。
具体例として、感染防止対策を含む施設のホスピタリティを認証する仕組みである「サクラクオリティ」の認証に要する費用は補助対象となります。

Q2-9 自社内部の取引によるものは補助対象となるか。

A2-9 本補助金では自社内部での取引であっても、対象となります。ただし、当該業務に要する費用を証明できる根拠書類が必要となります。例えば、人件費の場合、工数（業務にかかった時間や費用など）を証明できる書類など。設備費の場合、自社が仕入れた金額で計上する必要があります。

Q2-10 自己負担分をキャッシュバックするとの勧誘を受けたが、どうすればよいか。

A2-10 そのような不正行為の勧誘を受けたときは、速やかに事務局へ連絡してください。また、自己負担分の全部又は一部のキャッシュバックを受けること（自己負担分の実質ゼロ又は減額となるため）を含む一切の不正行為により補助金の交付を受ける行為は、補助金の不正受給となり、取消・返還命令の対象となります。

3 申請手続きについて

Q3-1 複数回に分けて申請することはできるか。

A3-1 原則1宿泊施設当たり1回申請が可能です。

複数回に分けて申請することはできませんが、原則1回変更申請することができます。

Q3-2 申請書に押印は必要か。

A3-2 押印は必要ではありません。

Q3-3 消費税を含めて申請してよいか。

A3-3 消費税は補助対象外ですので、消費税を除いた金額を申請してください。消費税の他、振込手数料、インターネット購入する場合の商品配送料、手数料、保証料は補助対象になりません。また、代金の支払いのうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをした部分を除きます。

Q3-4 換気設備の設置等の改修工事を行いたいが、必要な添付資料はあるか。

A3-4 申請書に見積書（工事内容の内訳がわかる書類）を添付してください。

Q3-5 新たな需要に対応するための施設改修などの前向きな投資事業について、対象事業かどうかどうか、何をもって判断するのか。

A3-5 企画書や立案書の内容などから判断しますので、申請書類に添付してください。書類審査に当たり、事務局が投資目的や内容などについて問い合わせ、追加の資料提供を求める場合があるので、あらかじめ御了承ください。

Q3-6 物品の購入日や工事等の完了日はどのように確認するか。

A3-6 領収書、レシートなどの支出証拠書類の日付により確認します。

Q3-7 申請時の客室数の考え方について知りたい。

A3-7 申請時に旅館業法の許可上で申請している客室数が基準となります。

例 1) 現在客室数は 10 室。今後密を避け食事をするスペースを確保するため、1 室取り壊す工事を行いたい。改修後の客室数は 9 室となる。→10 室で申請してください。

例 2) 現在客室数は 9 室。今後大広間を改修し 1 室増やす工事を行いたい。改修後の客室数は 10 室となる。→9 室で申請してください。

Q3-8 客室数を証明するパンフレットがない。

A3-8 パンフレットがない場合、以下のいずれかを提出してください。

- ①ホームページや予約サイトの客室数掲載ページのコピー
- ②平面図
- ③保健所が発行する客室数の証明書

Q3-9 遡及分の申請について、レシートしかない場合、申請書類として認められるか。

A3-9 レシートであっても、申請者名と購入品名が明確であれば認められます。再発行された領収書を申請書類とする場合は、日付を再発行日ではなく、実際に購入された日付としてください。

Q3-10 消耗品以外の備品購入や改修工事などは支払いが終わってからの申請となるか。

A3-10 購入前でも申請可能です。未発注のものについては、発注前の申請をおすすめします。その際に見積書（工事内容の内訳がわかる書類）を提出してください。

4 実績報告手続きについて

Q4-1 支出の証拠となる書類が補助対象にならない経費と混在した領収書等しかない。

A4-1 補助の対象となる箇所に印をつける等、対象経費がわかるように明示ください。

Q4-2 実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。

A4-2 事業完了後30日又は令和4年1月31日までのいずれか早い日までに行ってください。

Q4-3 補助金はいつ受け取れるか。

A4-3 事業完了後、実績報告書を提出してください。実績報告書を審査し、補助金額が確定した後、2～4週間後を目安にお支払いします。審査に当たっては、現地確認を行うこともありますので、あらかじめ御了承ください。